

浄化槽をお使いの皆様へ

浄化槽は魔法の箱ではありません。維持管理が大切です。

維持管理は保守点検・清掃・法定検査があります。

☆保守点検は登録業者に委託してください。

機械の点検、補修や消毒剤の補給などを行います。
国家資格者の浄化槽管理士がいる浄化槽保守点検登録業者に委託してください。

☆清掃は市長の許可を受けた浄化槽清掃業者に委託してください。

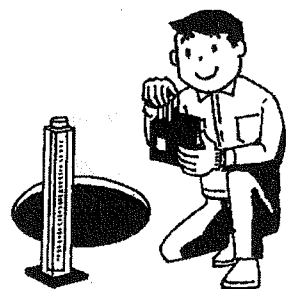
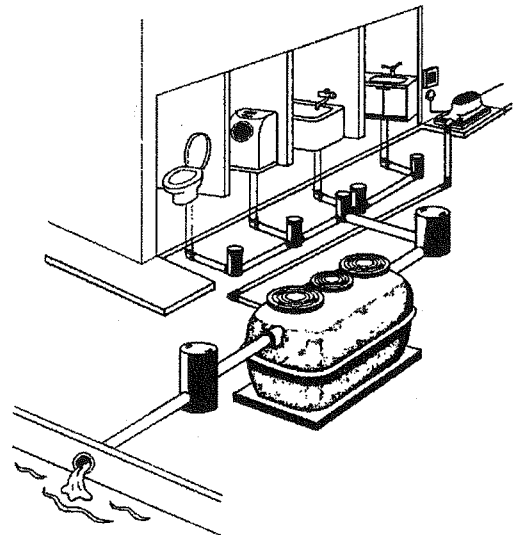
浄化槽内にたまった汚泥などを抜き取る作業です。

☆指定検査機関の法定検査を受けてください。

浄化槽は、1年に1回栃木県知事が指定した指定検査機関である（一社）栃木県浄化槽協会の実施する法定検査を受けなければなりません。守らなければ、指導・助言・勧告・命令がなされ、命令に従わなければ過料が科せられます。

浄化槽は微生物の活動により水をきれいにする装置です。
せっかくお金をかけて設置しても、微生物が活動しやすいように維持管理がなされなければ浄化槽の役目が果たされず、水が汚れたまま排出されて逆に生活環境を悪くしてしまいます。

上のことをよくご理解され、維持管理して下さるようお願いいたします。



下水道課

下水道整備担当 下水道普及チーム
〒328-0015 栃木市万町9番25号
TEL

1月31日(金)まで 0282-20-5714

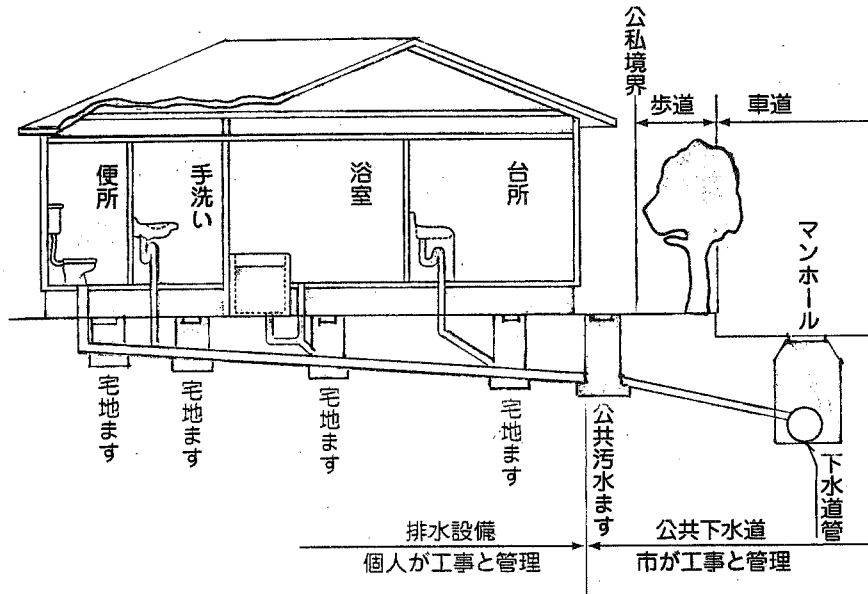
2月3日(月)から 0282-21-~~2417~~2421

※新庁舎移転に伴い、電話番号が変更になります。

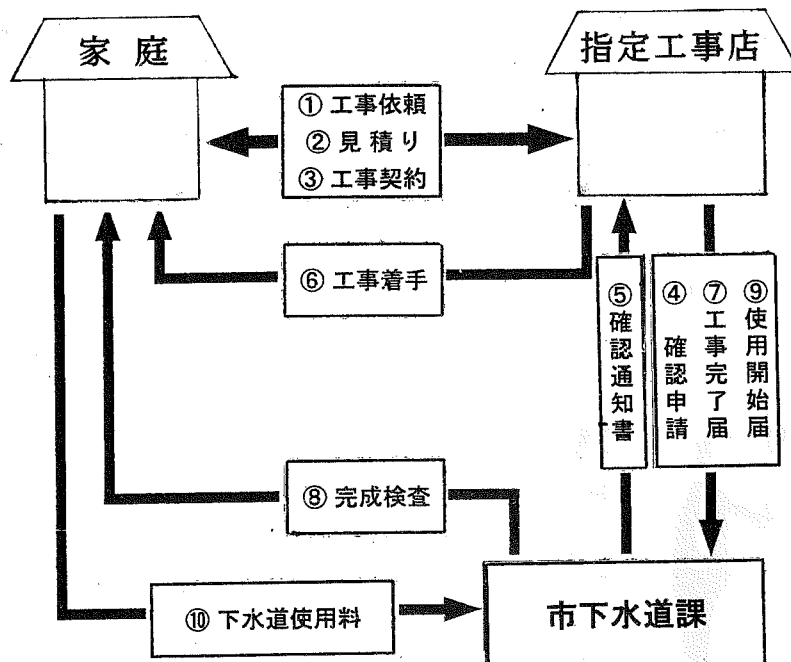
下水道整備済区域にお住いの皆様へ

下水道をご利用ください

下水道が使える区域では、各ご家庭の敷地内に市のマークの入った丸い蓋の公共汚水柵が設置されます。宅内から公共汚水柵までの排水管を排水設備といいますが、この設備を設けて雨水を除く生活排水を下水道に流すことになります。



- 排水設備工事ができるのは、市が指定した工事店（排水設備指定工事店）だけです。
- 排水設備工事は個人負担ですので、工事費については指定工事店にご相談ください。
- 工事中、トイレが使えないのは1～2日程度です。



◎すでに下水道をお使いで、井戸水使用世帯におかれましては、世帯人員の増減があった時は下水道課までご連絡下さい。